◇ ヘルパーステーション多田の里 ◇ (平成29年4月1日~)

※飯塚市の訪問介護サービスでは1単位に10.21円を乗じた額の1割又は2割がご利用者負担額となります。

~要介護者に対する訪問介護費~ 基本単位(8時~18時のサービス1回あたり)			引き続き生活援助 を行った場合	2名の訪問介護員 により行った場合	早朝・夜間又は 深夜に行った場合	緊急時訪問加算	
身体介護	20分未満	165単位	25分増す毎に +67単位 (201単位を限度)	基本単位 ×200%	早朝(6~8時) 夜間(18~22時) +基本単位25%	f) ¹⁶ 1回につき +100単位	
	20分以上30分未満	245単位					
	30分以上1時間未満	388単位			深夜(22~翌6		
	1時間以上	564単位 (30分増す毎に+80単位)			時) +基本単位50%		
生活援助	20分以上45分未満	183単位					
	45分以上	225単位					
初回加算 200単位		200単位(月)	生活機能向上連携加算 100単位(月)%		(月)※3ヶ月間		
特定事業所評価加算Ⅱ			1回の所定単位数の10%を加算				
介護職員処遇改善加算 I			1ヶ月の総利用単位数の13.7%を加算				
事業所所在地の同一敷地内又は隣接する敷地内の建物へサービス提供した場合、1回の所定単位数の10%を減算							

~介護予防・日常生活支援総合事業(要支援の方又は飯塚市が必要と認める方がご利用できます)~

訪問型サービス(従来の介護予防訪問介護相当のサービス) ※H29年4月~H30年3月までに従来の要支援認定有効期間が残っている方はその満了日までが対象 もしくは、従来のサービスの継続が必要とされる方や身体介護を含む専門的サービスが必要と認められる方が対象 訪問型サービスI (要支援1・2の方で週1回程度の利用が必要とされる方) 1,168単位(月定額) 訪問型サービスⅡ (要支援1・2の方で週2回程度の利用が必要とされる方) 2.335単位(月定額) 訪問型サービスⅢ (要支援2の方で週2回を超える利用が必要とされる方) 3,704単位(月定額) 200単位(月) 100単位(月)※3ヶ月間 初回加算 生活機能向上連携加算 特定事業所評価加算Ⅱ 所定単位数の10%を加算 1ヶ月の総利用単位数の13.7%を加算 介護職員処遇改善加算I 事業所所在地の同一敷地内又は隣接する敷地内の建物へサービス提供した場合、所定単位数の10%を減算 緩和した基準によるサービス(新しい総合事業に位置づけられたサービス) ※飯塚市が必要と認める方又はH29年4月以降に要支援認定を受けられた方はその有効期間開始日からが対象 (従来の介護予防訪問介護利用者では新しい有効期間開始時点で身体介護を除く生活援助等サービス給付が適当と判断された場合) 訪問型サービスA1 (対象者・要支援1の方:1回60分程度、週2回かつ月10回を限度) 233単位(1回) 訪問型サービスA1 (対象者・要支援2の方:1回60分程度、週3回かつ月15回を限度) 233単位(1回) 訪問型サービスA2 (対象者・要支援1・2の方:1回30分程度、週1回を限度) 100単位(1回)

~訪問介護または総合事業訪問型サービスの利用料金例~

※介護保険給付サービスの2割負担者…市民税課税世帯であり、一定以上の収入・所得がある方

護認定者が、身体介護(30分~1時間)を5回、生活援助(45分以上)を5回利用した場合	1割負担	3,918円
安川 護認定有が、身体月 護(30分~1時間)を3回、生活援助(45分以上)を3回利用した場合	2割負担	7,835円
従来の介護予防訪問介護相当のサービス対象者が、週に2回程度の「訪問型サービスⅡ」 を利用した場合		2,983円
		5,965円
緩和した基準によるサービスの対象者が、「訪問型サービスA1」を10回利用した場合	1割負担	2,379円
被和した基準によるサービスの対象者が、「訪问至サービスATJをTO回利用した場合	2割負担	4,758円

事業所所在地の同一敷地内又は隣接する敷地内の建物へサービス提供した場合、1回の所定単位数の10%を減算